

移住等に関する要件①

転入する前日までの10年間のうち、通算5年以上、
●東京23区に在住している。
または
●東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内に通勤している。



移住等に関する要件②

転入する前日までに連続して1年以上、
●東京23区に在住している。
または
●東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内に通勤している。



移住等に関する要件③

●過去10年以内において支援金を受給した人、またはその人の属する世帯の世帯員ではないこと。
※支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった人が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。

①～③に該当しない

①～③の全てに該当する

①就業に関する要件

(一般)
●福島県が移住支援金の対象として『感動！ふくしま』プロジェクトに掲載した求人に新規就業する。
または
●他都道府県が移住支援金の対象として就業マッチングサイトに掲載した「移住支援金対象求人」に新規就業する。
または
(専門人材)
●専門人材事業(プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業)を活用して新規就業する。

or

②テレワークに関する要件

下記のすべてを満たすこと
●所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、テレワークにより移住元での業務を引き続き行う。
●内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型)またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
●移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

or

③関係人口に関する要件

下記のいずれかを満たすこと
●県、市、又は市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加。
●関係人口に関する会員制の団体等で、市長が認めるものに登録している。
●市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している。
●多拠点で生活しており、相馬市を拠点の一つとしている。
●親族が相馬市に居住している。
●相馬市にふるさと納税したことがある。

or

④起業に関する要件

●福島県が実施する起業支援金の交付決定を受けていること。

①～④のいずれにも該当しない



下記のいずれかを満たすこと
●県内企業等に就業し、5年以上継続して勤務する意思を有している。かつ、新規雇用である。
●県内で新規に起業。
●県内で農林水産業に就業。
●県内に所在する親族が経営する企業に就業。
●相馬市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意思がある。

①～④のいずれかに該当する

定住に関する要件

●相馬市に5年以上継続して移住する意思がある。

要件に該当しない

要件に該当する

移住支援金を受給できる可能性があります。
企画政策課にご相談ください。

移住支援金の対象とはなりません。